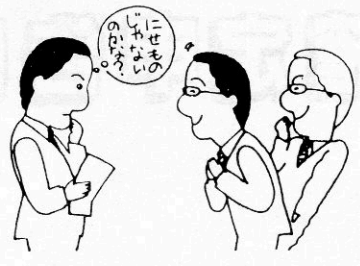


「二七税理士」にご用心

この時期になると正規の資格のない人が税理士と偽って、税金の申告書を書いたり、税務相談を受けたりしています。「二七税理士」は法律に違反しますので、十分注意下さい。



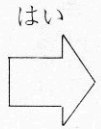
また「二七税務職員」の被害も発生しています。税務職員は個別訪問して本を売り歩いたり、有料の講習会の出席を勧誘することはありません。では、この「二七モノ」を見極めるには――。

「税理士」も「税務職員」も常に身分証明書を持っており、不審なときは、遠慮せず身分証明書で確認して下さい。

## 白色申告者の記帳・記録保存制度

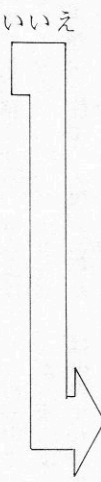
### ○記帳・記録保存制度

昭和61年分または62年分の事業所得・不動産所得・山林所得の合計額が300万円を超えますか。

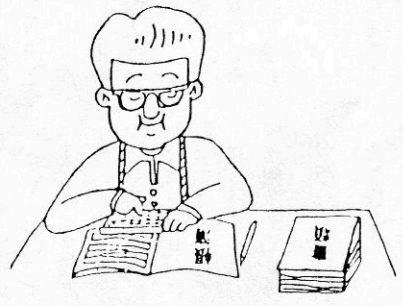


記帳義務があります。

- 61年分が300万円を超えている場合  
昭和62年1月1日から記帳しなければなりません。
- 62年分が300万円を超えている場合  
昭和63年4月1日から記帳しなければなりません。



記帳義務はありませんが、業務に関して作成した帳簿や書類、または受領した書類の保存義務があります。

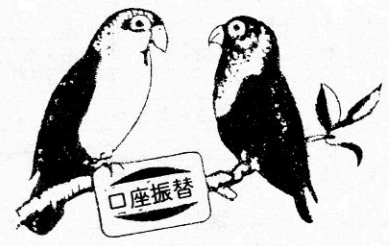


### 所得税の納税は

# 口座振替で

**便利** お忙しい方、ご不在がちの方に特に便利です。  
**安全** 現金を扱いませんので盗難などの心配がなく安全です。  
**安心** 納期をうっかり忘れても、自動的に振替えて納付されるので安心です。

この社会、あなたの税がいきている



お申込みは……最寄りの金融機関または税務署へ